

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機 設計及び工事計画）【45】
2. 日時：令和3年12月23日 10時30分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）  
原子力規制庁：  
新基準適合性審査チーム  
照井安全審査官、中村原子力規制専門員

事業者：

中国電力株式会社

電源事業本部 担当部長（原子力管理） 他6名※

北海道電力株式会社

原子力事業統括部 原子力リスク管理グループ 担当※

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 設備設計グループ 担当※

電源開発株式会社

原子力技術部 設備技術室 上席課長※

#### 5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

#### 6. 配付資料

・なし

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	規制庁仲田です。それが島根 2 号機設工認の中央制御室内有力包括防護に係るヒアリングを始めたいと思いますので、説明の方よろしく願います。
0:00:16	中国電力の佐藤です。本日はよろしく願います。
0:00:19	先日、12 月 6 日に、中央制御室の機能に関する説明書のうち、有毒ガス防護に係るもの以外についてご説明させていただきましたが、
0:00:30	本日はこの、その続きとして、中央制御室の機能に関する説明書のうち、有毒ガスに防護に関わるものについて、ご説明いたします。
0:00:40	まず資料の確認をさせていただきます。
0:00:43	本日の資料は、NS2 の、
0:00:47	他の 022、
0:00:49	と。
0:00:50	上杉の 1 の 054 と。
0:00:55	NS2 の添 1-054、括弧費。
0:01:00	と。
0:01:01	NS2 の方の 009 階 02 となりますが、お手元にございますでしょうか。
0:01:08	規制庁仲間です。大丈夫です。
0:01:12	ありがとうございます。
0:01:13	説明については、比較表を中心に説明させていただきたいと思いますので、資料番号 NS2 の添 1-054 括弧日をご準備ください。
0:01:28	有毒ガスに関する内容につきましては、本資料の 27 ページ以降に記載がございます。
0:01:35	27 ページの目次にも記載の通り、東海第 2 発電所には 10 日当該資料がございませんので、柏崎 7 号機との相違のみご説明いたします。
0:01:47	まず、27、28 ページの 1 ポツ、概要の実践箇所について、
0:01:52	島根 2 号機の申請範囲が柏崎 7 号機とは異なるため、記載の相違がございます。
0:02:00	28 ページ、下から 3 行目、及び、29 ページの上から 2 行目。
0:02:08	下から 3 行目。
0:02:10	からの記載の相違については、島根 2 号機は稼働減につきましては、
0:02:15	運転員の給気中の有毒ガス濃度評価は実施せず、
0:02:19	一律対象発生元として、有毒ガス防護対策を実施することとしていることから、記載の相違が生じております。
0:02:28	こちらにつきましては、補足説明資料に詳細記載しております。補足説明資料、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:34	の資料、資料番号NS2 の方の 009 階 02 の通しページ 242 ページをご覧ください。
0:02:50	稼働減に対する防護措置の詳細を 7 ポツ 1 に記載しておりますが、
0:02:56	本坑について、244 ページ以降にイメージ図とあわせて、手順を記載しております。
0:03:04	244 ページをご覧ください。
0:03:09	まず、2 ポツに記載、掲載している図の通り、稼働元の有効の際、立ち会い人を随行させることで、漏えいを検知いたします。
0:03:19	245 ページをご覧ください。
0:03:23	次に、立ち会い人は、
0:03:26	通信連絡設備により、稼働元の漏えいを当直長に連絡します。
0:03:31	当直長は、その連絡を受けた際は、速やかに中央制御室の空調関係を隔離するとともに、運転員に全面マスクの着用を指示いたします。
0:03:43	246 ページをご覧ください。
0:03:47	漏えいした有毒化学物質につきましては、収束活動要員により希釈の措置を行い、速やかに有毒ガスの発生を収束させます。
0:03:58	以上が稼働減に対する防護措置となります。
0:04:03	比較表に戻ります。
0:04:05	比較表の 29 ページをご覧ください。
0:04:10	漏えいした有毒化学物質につきましては、
0:04:13	すみません申し訳ございません。敷地内可動減につきましては、同様の相違理由箇所について、以降、⑦の相違としております。
0:04:23	記載内容が同じものにつきましては、以降説明を割愛させていただきます。
0:04:30	30 ページをお願いいたします。
0:04:33	3 ポツ 1 ポツ 1 の数、下線部につきまして、
0:04:38	島根 2 号機は、敷地内ご提言を有しており、
0:04:42	そのご提言に設置されている防液堤を有毒ガス濃度評価において、考慮していることから、記載の相違がございます。
0:04:51	好き。島根 2 号機の敷地内固定元につきまして、こちらも補足説明資料により、ご説明させていただきます。
0:05:00	ほせ補足説明資料の 230 ページをご覧ください。
0:05:12	230 ページにあります通り、島根原子力発電所の評価対象の敷地内ご提言は、
0:05:19	図 4-1 に示す通り、排水中は用塩酸タンクとなります。
0:05:26	231 ページをご覧ください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:30	こちらの塩酸タンクにつきましては、タンク周りに防液堤を有しており、有毒ガス影響評価の際は、この防液堤内に有毒化学物質が漏えいし、
0:05:42	その表面から蒸発することを想定して、評価を行っております。
0:05:49	比較表に戻ります。
0:05:53	比較表 30 ページに関するご説明は以上です。
0:05:58	続きまして比較表 32 ページをお願いいたします。
0:06:05	上から 2 行目。
0:06:07	から 7 行目と。
0:06:09	4 ポツ 1 ポツに、
0:06:12	の一つ目の実線部の相違について、
0:06:15	こちらにつきましても、防液堤に関する総意となります。
0:06:20	33 ページをお願いいたします。
0:06:24	ホームページに、1 点修正がございます。
0:06:28	上から 7 行目の、
0:06:31	具体的には、から始まる部分において、
0:06:34	島根 2 号機は北井の有毒化学物質と液体の有毒化学物質で、
0:06:40	保湿条件を分けておりますので、柏崎 7 号と記載の相違がございます。
0:06:47	よって、文章中の気体液体の箇所が実線河川となり、こちらが漏れておりました。申し訳ございませんでした。
0:06:56	こちらの相違理由ですが、島根 2 号機では、評価対象の有毒化学物質は、
0:07:04	敷地外固定元はアンモニアの 1 種類。
0:07:07	敷地内固定元についても、塩酸の 1 種類のみであります。
0:07:12	それぞれ気体液体と分類できることから、このように記載しておりますが、
0:07:17	書評価処分そのものについて、柏崎刈羽 7 号機 7 号機と相違はございません。
0:07:27	続きまして、34 ページ。
0:07:30	の、(3)の実践河川。
0:07:35	につきましては、島根 2 号機では、敷地内にご提言を有することから、記載の相違がございます。
0:07:44	続きまして 35 ページをお願いいたします。
0:07:48	35 ページについて、一つ目の実践箇所について、島根 2 号機においては、敷地内固定元の近傍に建物があり、あることから、
0:07:58	建物による、巻き込みを考慮し大気拡散評価を実施しております。
0:08:04	よって、評価に使用するパラメーターが多いことから記載の相違がございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:09	武八巻君につきまして、補足説明資料を用いて、補足させていただきます。
0:08:19	補足説明資料の 234 ページをご覧ください。
0:08:29	234 ページの、6 ポツ 1 に記載の通り、
0:08:34	放出点、放出点から比較的近距離の場所では、建物の風下側における風の巻き込みによる影響が顕著となることが考えられるため、
0:08:46	放出点と、巻き込みを生じる建物及び評価点との位置関係においては、
0:08:52	建物の影響を考慮して、有毒ガスの大気拡散の計算をする必要がございます。
0:08:59	建物影響の有無については、比嘉補足説明資料の 235 ページの、
0:09:07	図 6-2 の手順より判断します。
0:09:12	この基準により判断した結果、
0:09:15	島根原子力発電所 2 号機におきましては、
0:09:18	236 ページの図 6-3、表 6-1 の通り、
0:09:24	巻き込みを生じる代表建物を、1 号機タービン建物として考慮しております。
0:09:32	補足説明資料 238 ページをご覧ください。
0:09:40	建て建物の見込みを考慮した結果、
0:09:43	評価対象方位は、表 6-2 の通りとなります。
0:09:48	大気拡散評価におけるパラメータのうち、建物の建物等面積につきましては、保守的に複数の投影面積の中で、最小面積をすべての方位に適用しており、
0:10:02	その値は、表 6-3 に記載通り、1200 平方メートルとなります。
0:10:11	建物の巻き込みに関する説明は以上となります。
0:10:15	比較表に戻ります。
0:10:18	比較表、35 ページをお願いいたします。
0:10:25	比較表、35 ページの(2)気象データに関わる実践箇所につきましては、
0:10:33	評価に使用する気象データの相違となります。
0:10:39	続きまして、36 ページの下から 5 行目の記載と、37 ページの、
0:10:46	(5)、(6)。
0:10:48	の記載の方につきまして、こちらも先ほどご説明いたしました建物巻き込みに関する総意となります。
0:10:58	37 ページから 38 ページにかけては、島根 2 号機では、評価点をすべて中央制御室内ではなく、中央制御室の、
0:11:09	空気と取入口としており、換気率は考慮しておりません。そのため、記載の相違がございます。
0:11:19	続きまして、
0:11:22	39 ページをご覧ください。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:26	4 ポツ 2ー評価結果について、
0:11:29	島根 2 号機では相分けておらず、結果を一つにまとめてございますが、こちらによる実質的な相違はございません。
0:11:39	河川 0.24、
0:11:42	という数字につきましては評価結果の相違となります。
0:11:47	40 ページから 44 ページにつきましては、
0:11:50	島根 2 号機が敷地内固定元を有することによる相違、また、発電所の所在地の違いによる敷地外ご提言の調査結果の相違となります。
0:12:03	45 ページをお願いいたします。
0:12:09	45 ページにつきましては、評価対象のレーザーの濃度が異なることによる、参照文献の相違、また、気象データの相違となります。
0:12:22	続きまして 46 ページから 54 ページに表がございますが、これらの表につきましては本本文の内容もまとめたものであり、そういう理由につきましても、重複いたしますので、説明を割愛させていただきます。
0:12:39	55 ページをご覧ください。
0:12:45	図 3ー1 については、島根 2 号機におきましては、稼働元に対する統合という 9 月防護として全面マスクを配備することとしていることから、このような相違がございます。
0:12:59	図 6、図 4ー2 につきましては、
0:13:02	評価対象の塩酸の濃度が異なることから、参照文献及び評価条件に相違がございます。
0:13:11	行きまして 56 ページについて、図 4ー3 は、島根 2 号機は敷地内ご提言を有するため、設備の相違としております。
0:13:22	図 4ー4 と。
0:13:24	57 ページ、58 ページにおける、記載の通りにつきましては、
0:13:31	発電所所在地の違いによる相違となります。
0:13:36	59 ページ以降の別添につきましては、固定元と稼働下の特定について考え方をまとめたものとなります。
0:13:44	こちらにつきまして本文でそういう理由を説明していないものについてご説明いたします。
0:13:50	62 ページをご覧ください。
0:13:56	62 ページにつきまして、建物内に保管されていることから、
0:14:01	調査対象外とした。
0:14:04	設備について、設備の相違から調査対象外とする理由に相違がございます。
0:14:14	また、最後の 81 ページに、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:18	次、最後の 81 ページの、
0:14:21	について、
0:14:23	こちら、発電所の所在地の違いにより、最寄りの石油コンビナート等特別防災区域に相違がございます。
0:14:33	比較表のご説明は以上です。
0:14:37	基本的には設置許可にて説明した内容から変更はございません。
0:14:42	補足説明資料につきましても、主に比較表の相違箇所について詳細を記載しておりますが、設置許可時の説明資料からの抜粋となります。
0:14:52	以上制御室機能に関する説明書のうち、6 月に係るもののご説明は以上となります。
0:15:06	規制庁仲間ですありがとうございました。
0:15:11	ちょっと、この書きぶりだけになるかもしれませんが。ちょっと確認なんですけれども。
0:15:17	比較表の 34 ページ。
0:15:21	なるんですけど。
0:15:25	この中で
0:15:31	大串関野評価式で 33 ページから書いてあって、34 ページで
0:15:39	先ほど最そういう部分の絶等のところ、
0:15:42	防液堤開口面積の等価直径っていうふうに書いてあって、これ許可ですと 9 直径ってなってるけどこれ意味は同じになるんですか。
0:15:56	中国電力の佐藤です。はい。同じものがございます。
0:16:02	規制庁仲間です。何か変えた意味っていうのがあるんですかね。
0:16:13	はい。そうですね
0:16:15	中国電力の佐藤です。
0:16:17	先行他社の記載ぶりを踏襲いたしまして同課長。
0:16:23	形とさせていただきます。
0:16:30	規制庁仲間ですすいませんプール直径の面積の緒のね等価直径というのは実際には連携じゃないけど、等価で直径として考えたっていうことでよろしいですよ。
0:16:46	中部電力のサトウでその通りでございます。
0:16:52	規制庁仲間です。承知しました。何分直径はこっちの方がわかりやすいなと思ったので、ちょっと違いだけ確認させていただきました。
0:17:01	後の 35 ページ。
0:17:04	あるんですけども、
0:17:07	下の、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:09	定義から下の上記のうち、気象項目はの部分で、
0:17:14	建物の競泳面積については、(5)で示す値をっていうふうに、
0:17:20	記載があってこれも書きぶりだけなんですけれども。
0:17:24	次の 37 ページの(5)建物投影面積で、保守的に設定するものとするっていうふうに記載があって等。
0:17:33	方針しか書いてないような、書きぶりになってまして値を、
0:17:39	示してないような書きぶりになってんすけど、こちらは、
0:17:44	を設定するもんするという形で良いよというようなお考えですか。
0:17:57	中国電力の佐藤です。
0:18:01	そうですね。具体的には(5)には値が示されておりません。
0:18:07	が、表。
0:18:10	ローン。
0:18:13	あ、申し訳少々お待ちください。
0:18:25	失礼いたしました。中国電力の佐藤です。50 ページの表の 4-3 のところで すね大気拡散、
0:18:33	計算の評価条件というのがございまして、こちらに具体的な数値は書いている んですけれども、先ほどの(5)のところには、はい。書いておらずちょっと文章 の対応が悪いかなと思いますので、
0:18:49	保守的に設定した結果、1200 平米としたというような書きぶりに修正させてい ただきたいと思います。
0:19:00	規制庁長田です。はいP-50 ページとか補足の方に面積実際に出てるので、 まだ本当に書き振りだけなので、ちょっと対応がきちんとできればと思います。 ちょっとご検討いただければと思いますよろしくお願いします。
0:19:16	中国電力の佐藤です。承知いたしました。
0:19:30	規制庁ナカムラです。あと先ほどの 50 ページの方へちょっと関連してなんで すけど。
0:19:37	これ、建物投影面積が書いてあって全体的に 1100 平方メートルになってるん ですけれども。
0:19:46	これ実際は保守的に、
0:19:52	最小面積を与えたもので、実際に今、これおそらく比嘉C面の面積だと思うん ですけど。
0:20:01	喜多面の面積に、実際のところになるっていうのは、どれかというのが教えて いただけますか。
0:20:20	中国電力の佐藤です。
0:20:22	こちらにつきまして 200 補足説明資料の、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:27	239 ページに記載がございます。
0:20:31	図の 239 ページの図の 6-7 に投影面積の駅ためミナミ面と東大面について記載がございます。
0:20:42	できた目につきましては、
0:20:45	2.5×13 条。
0:20:48	ですね、へ、平方メートルとなります。
0:20:53	以上です。
0:20:58	規制庁仲村です。江田すいません 239 ページの補足の 239 ページで
0:21:06	2585 名というのはわかったんですけど
0:21:10	代表。
0:21:12	して最も小さいものをして書いてるんですけど、実際のところ、着目方位ごとに、
0:21:19	おそらく投影面積って違ってくると思うんですけども、その違いがちょっと、代表的に一番小さい面積とした結果しか書いてなくて、
0:21:33	実際のところどうなのかっていうのがちょっと質問の趣旨なんですけど。
0:21:41	中国電力の南です。はい。今のご質問建物の角度ごとに縦横だけではなくて斜めの投影面積とか、そういうものが、
0:21:53	それぞれの方角ごとにあるだろうけど、
0:21:56	法令を最終的には 1200 にしてるとは思うんだがというご質問の趣旨と理解しました。今はですねこれ投影面積は小さい方が保守的となるというところで、
0:22:09	ここ各方位ごとのですね断面積を特に求めておりませんで、もうこの建物の場合一番小さくなるのはこの東辨野建てます。直角に入った場合というところでこの 1200 を使っていると。
0:22:24	というのが実情でございます。
0:22:26	以上です。
0:22:34	規制庁の了解しました保守的になるように、初めから一番小さい面積でやられたということで理解しました。
0:22:48	中部電力南ですはいご理解の通りです。よろしく申し上げます。以上です。
0:23:03	はい。規制庁仲村です。確認なんですけど 39 ページで、
0:23:08	38 から 39 ページで、
0:23:11	割合の合算の判断基準書比較というふうに、
0:23:15	記載があるんですけど。
0:23:21	島根 2 号機の場合は、
0:23:24	普通の、
0:23:25	ご提言っていうのが

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:28	2 項に服さのご提言というのがないので、
0:23:31	実際に割合を計算するときは、39 ページの、
0:23:37	式のうちは、イオンのC案のみで計算をするという理解でよろしいですか。
0:23:45	中国電力の佐藤です。はい。その通りでございます。
0:23:51	敷地外ご提言も敷地内湖、敷地外固定元と敷地内固定玄上島につきましては、江藤別のほぼ、逆の方といたしますか。
0:24:01	ございますので重ね合わせる必要がないため、
0:24:05	あの方、片方のみといたしますか。はい。
0:24:10	重ね合わせておりません。以上です。
0:24:21	規制庁仲田です。それであれば、ちょっと読んでいけばわかるんですけど近鉄がないっていうのが、
0:24:32	追加で記載が、
0:24:34	いただければわかりやすくなるかと思えますけど、いかがでしょうか。
0:24:40	中部電力の佐藤です。
0:24:42	4 ポツ 2 の評価結果のところにてすね隣接方位で重ね合わせるものがないところ。こちらの方、わかりやすく説明させていただきたいと思えます。以上です。
0:24:57	規制庁中野ですよろしく申し上げます。
0:25:15	正垣河西。
0:25:20	承知いたしました。
0:25:58	規制庁照井です。1 点だけ確認なんですけど説明書の、
0:26:06	59 ページ、比較表で言うと 70 ページなんですけど、図の、
0:26:13	2-4。
0:26:14	ですけど、
0:26:17	これって、
0:26:19	入れたの。
0:26:21	ただ先行のPの方で少し会合でも議論があって自動的に機能を発揮する設備については、少し主要寸法も含めて、
0:26:31	説明して欲しいみたいな機能が確かあって、
0:26:35	そういう意味で、
0:26:37	Bの先行の柏崎でこういうものがなかったの、
0:26:41	ないですけど、柴の場合があるので、これを追加すると。
0:26:46	こういう理解で。
0:26:49	あってますか。
0:26:52	中国電力の佐藤です。はい。ご認識の通りでございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:58	了解です。ありがとうございます。
0:27:22	規制庁仲間です。すみませんちょっと補足のほうで確認させていただきたいことがあって、
0:27:31	136 ページ。
0:27:35	真木神尾代表建物を 1 号機タービン建物に、
0:27:39	されてると思うんですけども。
0:27:42	これ、
0:27:44	例えば 1 号機のリアクタービル。
0:27:50	ウワー。代表建物として、
0:27:56	6-2 のフローがあると思うんですけど、どこで切ったとか切った理由みたいなものって、教えていただけますか。
0:28:10	中国電力の佐藤です少々お待ちください。
0:28:45	お待たせいたしました中国電力の佐藤です。
0:28:48	こちらにつきまして最も近くて大きい建物というところでまた建物入れてるんですけども、
0:28:58	先ほど目投影面積につきましては小さいほうが保守的というところで、藤真壁建物の最小面積を選んでいるんですけども、
0:29:08	評価方位につきましてははですね、保守的にリアクタービルとタービンビル両方を考慮して選定しております。こちらにつきまして図の 6-5 のところに、
0:29:21	図示されておりますが、赤枠のところですね、含まれる方位っていうところを考慮しております。
0:29:30	以上です。
0:29:39	規制庁仲間です。すみません。
0:29:41	代表だけ申してタービン建物では私の理解だと、
0:29:46	タービン建物を、
0:29:49	代表立てもして、その巻き込みを考慮して、評価結果出したと思うんですけど。
0:29:56	今 6-5、16 の方で、評価法に出すときは、R/Bの方にも、の評価も含まれたという御説明の理解でよろしいですか。
0:30:11	蘇武電力の里です。はい。その通りでございます。
0:30:22	規制庁仲間です。藤磯台長建物を選定する。
0:30:27	意味というか、
0:30:30	松木小村タービンビルで、
0:30:32	評価対象方位はイワサキフクマ。
0:30:36	またそのR/B。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:38	の巻き込みも考慮してることですか。
0:30:45	中部電力の南です。はい。今、少しご説明、ちょっと難しいところがございますが。はい今、ご確認の通りでして 230。
0:30:58	すいません。237 ページの一番、最終行になるんですけど、まず大建物はもちろん 1 号タービン建物として前提しています一番近くで一番大きい建物。
0:31:11	いうところなんですけど、ただしここで保守的に隣接する 1 号機原子炉建物のプラス 0.5L を含む、方位多いについてたくさん選ぶ等、たくさんの方位を選ぶことで、
0:31:26	評価すべき方位が増えますので、そういう意味では方位を選ぶ段階では、これを含める方が保守的になるというふうに考えております。で、巻き込みの計算をする時は、建物の面積が小さい方が、
0:31:40	その保守的、また保守的となりますので、そういう意味で代表建物の投影面積としては、1 号タービン建物だけを選んでいうところ、
0:31:50	両方とも保守的になるようにという観点で、選択した結果で先ほどの 6-5 の図のように、大飯を選ぶ際は、原子炉建物も含んで、
0:32:01	評価をしたというのが、実際に我々が実施した評価方法となります。以上です。
0:32:11	規制庁長さ了解しました。大八木さんは、今日のご指摘なので一応、地方、R / B、
0:32:21	もう含む包容センターとして、その上で、巻き込みの考慮を入れる時には、
0:32:29	棟面積が小さい案タービンビルを、
0:32:32	代表としたっていう理解でよろしいですか。
0:32:37	中部電力の南です。はい。ご理解の通りです。以上です。
0:32:53	規制庁仲間です。246 ページになるんですけど、これ
0:33:02	稼働元の、
0:33:04	実施手順のところの(5)のところ、
0:33:07	有毒ガスの発生が終息したことを確認後というふうに記載があるんですけど。
0:33:12	これ、どのように確認されんですか。
0:33:25	中国電力の南です。はい。今現状は、この稼働元となり得るものは、塩酸と考えております。塩酸の濃度が 35% 程度で、
0:33:38	敷地内に入ってくるというところを考えてございまして、それが稼働元が漏えいしたということが発生した場合に、基本的には水尾までですね、35% から希釈を
0:33:51	20% ぐらいであってもたえ、倍ぐらいであってもですね、十分に塩酸の蒸発速度が下がるということは、物理的には確認できております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:03	従いまして、ある程度、水をまいてですね、
0:34:08	希釈できたということが判断できたら、各
0:34:15	その終息したというふうな判断をしつつ、場合によってはマスクを外して臭気を確認するというようなことも、実施することに最終的にはなるかもしれませんがまず基本的には既十分な水が希釈水で希釈できた。
0:34:31	いうところが確認できればそれで、有毒ガスの発生は終了したと判断するということになるというふうに考えてございます。
0:34:38	以上です。
0:34:41	規制庁中間です了解しました。何でその、
0:34:46	何か計測機器を持っていくというよりは、持ち込んだ稼働元の容量に対して、
0:34:55	十分な水をかけた後、ことをもって、
0:34:59	かけて希釈したことをもって確認するという形ってことですかね。
0:35:07	中国電力の南ですはい今、ご認識の通りでして何か塩酸、例えば塩酸であれば塩酸の測定器とかを、今のところ持っていかかそういうことを考えているわけではなくて、
0:35:20	はい十分に希釈するというような希釈で蒸発は抑えられる 10 月の発生を抑えるというふうに考えてますので、そういう対応を十分にしたというところをもって判断するということを考えてございます。
0:35:33	以上です。
0:36:01	規制庁ナガタの了解しました。35、例えば
0:36:07	今園さん、35%塩酸なので、どれぐらいの量が必要とかっていうことは、何かもう、計算で出されると思うんですけど。
0:36:18	この辺はもう出されてるんですか。
0:36:23	中国電力の南です。我々ですね 35%の鉛管タンクとですね、あと 20%の塩酸タンクを、
0:36:34	持っております、この 20%の塩酸タンクについて実は評価しております、これが 35%の塩酸タンクに比べて十分に蒸発率が低いというのは、
0:36:44	確認しております。そこからの転用ではございませんが、基本的には 20%ぐらいまで下がると、もう塩酸もなかなか人に影響を与えるほどの蒸発率は示さないということは確認しておりますので、
0:36:58	概ね全量の倍程度の水ですまず希釈することができれば、十分に蒸発量は抑えていると。もちろんそれよりももっと多くの多量の水で、
0:37:09	収束を進めると、初期対応は進めるつもりではございますが、基本的には倍ぐらいであれば十分に希釈できるというふうに考えております。以上です。
0:37:45	規制庁ナガタの承知しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:00	規制庁の方の、先ほど言って、保安規定書いてないかもしれないけど何か何かに定めるというようなお考えでよろしいですかね。
0:38:13	中国電力の南です。はい。今お話しした内容でどの程度のレベル感とかですね そういうところは、ある程度保安規定に基づく手順書等に、
0:38:24	しっかり記載していきたいというふうに考えてございます。以上です。
0:38:31	規制庁ナカムラ了解しました。
0:38:49	規制庁仲村です。
0:38:51	それでこちらからは以上なんですけども、中国電力の方から何かありますでしょうか。
0:39:00	中国電力の佐藤です。
0:39:02	こちらからは特にございません。
0:39:05	以上です。
0:39:06	提供ナカムラですが、わかりました。それでは、最後に今日のコメントの確認を させていただこうと思いますが、よろしいですか。
0:39:23	中部電力の佐藤です。
0:39:24	例えば準備いたします少々お待ちくださいませ。
0:39:45	中国電力の佐藤です。
0:39:48	画面共有されてますでしょうか。
0:39:52	規制庁大丈夫です。
0:39:55	ありがとうございます。長クリニックの佐藤です。では本日のコメント2について ですが、一つ目、比較表の37ページ。
0:40:04	建物投影面積について、具体的な数値を記載すること。
0:40:09	コメントNo. 2 比較表を38ページ、隣接方位に複数の固定元がないことを説明 すること。以上となりますが、よろしいでしょうか。
0:40:22	規制庁仲田です。はい大丈夫で飛ばす。37ページの方なんですけど、書きぶり だけなんで具体的な数字自体は50ページあたり補足だったり2は書いて あるので、その書きぶりの対応を合わせるような形で、
0:40:40	適正化をしていただけたと思いますのでよろしく申し上げます。
0:40:46	中国電力の佐藤です。承知いたしましたの確保のところ表に飛ばすような形 等記載を検討させていただきたいと思います。以上です。
0:40:56	規制庁ナカムラさんよろしく申し上げます。
0:41:02	それでは確認も終わりましたのでこれで、
0:41:08	今回ヒアリングを終了させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
0:41:14	中国電力の佐藤です。はい。
0:41:16	ありがとうございました。はい、ありがとうございました。ございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。